

平成22年5月19日
国 土 交 通 省
佐伯河川国道事務所

県政記者クラブ各社 殿
佐伯記者クラブ各社 殿

記 者 発 表

価格と品質で総合的に優れた発注へ

～工事の約6割は最低価格者以外の企業が落札～

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所では、公共工事の「競争性・透明性の向上」、「品質の確保」、「不正行為の防止」を柱とした入札・契約制度改革に取り組んでいます。

現在、一定の資格や実績があれば誰でも入札に参加できる一般競争入札を導入していますが、無制限の一般競争入札では、施工管理能力等の技術面に劣る落札や極端な低価格での受注による品質の低下が懸念されています。

このため、価格競争以外に企業及び配置予定技術者の実績や能力、技術提案などの要素を加え、総合的な評価により落札者を決定する『総合評価落札方式：注1』により品質の確保を図っています。

平成21年度の入札結果を集計したところ、当事務所の発注工事の55%（21件）の工事で最低価格ではなく、総合評価により落札者が決定したことが分かりました。

また、『低入札価格調査基準価格：注2』を下回る極端な低価格での受注による品質の低下、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの弊害が懸念されることから、平成20年12月15日より予定価格1千万円以上の全ての工事で『施工体制確認型総合評価落札方式』を導入するなど、施工体制の審査及び評価を厳格に行っています。

なお、平成21年度に『施工体制確認型総合評価落札方式』で発注した工事（53件）の全てにおいて低入札による落札者はありませんでした。

今後もより一層の取り組みを進め、公共事業の「競争性・透明性の向上」、「品質の確保」、「不正行為の防止」に努めていきます。

注1) 「総合評価落札方式」

→ 従来の価格競争以外に技術的能力や技術提案などの要素を加え、価格と品質が総合的に優れた企業を落札者とする方式

注2) 「低入札価格調査基準価格」

→ 当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときの基準価格

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

TEL 0972-22-1880 (代表)

FAX 0972-23-2706

技術副所長 西 豊和 (内線 205)

品質確保課長 桜井 敏郎 (内線 271)

平成21年度 佐伯河川国道事務所 発注工事総合評価 結果

○最低価格者以外の落札状況

入札件数	対象件数 注1)	落札者の決定要因内訳(価格or評価点)									備考
		価格・評価点 注2)		最低価格		最低価格者以外の落札者(逆転)					
		件数	率	件数	率	最高評価点	複合 注3)	件数	率	件数	率
平成21年度	56	38	7(0)	18.4%	10(0)	26.3%	17(0)	44.8%	4(0)	10.5%	21(0) 55.3%
平成20年度	87	66	15(0)	22.7%	20(0)	30.3%	25(0)	37.9%	6(0)	9.1%	31(0) 47.0%

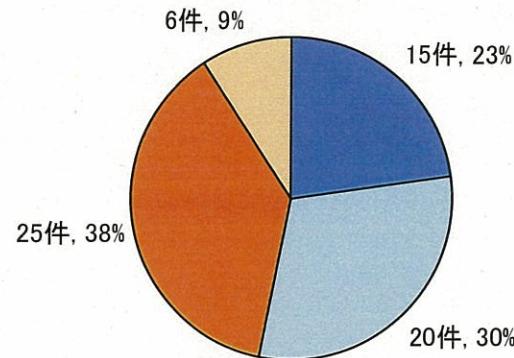
※()は低入札件数

注1) 最低価格者以外の落札(逆転)を分析するため、実質的に競争のなかった(応札者が1社等)工事を除いた件数。

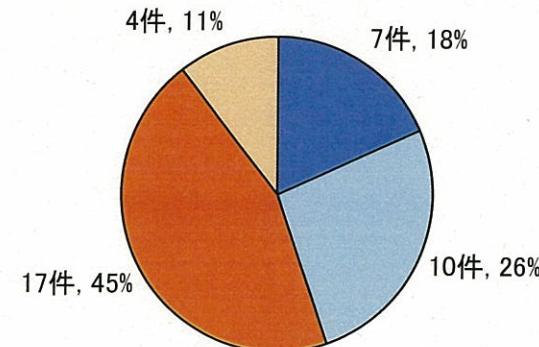
注2) 入札金額は最低価格で、評価点は最高点の落札状況。

注3) 「複合」：入札金額が最低価格ではなく、評価点も最高点でない業者の落札状況。

◆落札状況の分析(H20)



◆落札状況の分析(H21)



◆凡例

- [Blue square] : 価格・評価点
- [Light Blue square] : 最低価格
- [Orange square] : 最高評価点
- [Yellow square] : 複合

最低価格者以外の落札(逆転)

平成21年度 → 17件(最高評価点) + 4件(複合) ≈ 21件(約55%)

総合評価落札方式の概要

評価値による提案者の評価

【落札者の決定方法】
※予定価格以下で
最高の評価値を
獲得した者

価格以外の性能等
を評価した「加算点」

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

標準点

落札者

B

A

C

D

加算点

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

予定価格

入札価格

傾き

C社、D社は予定価格を超過
しているため評価値なし

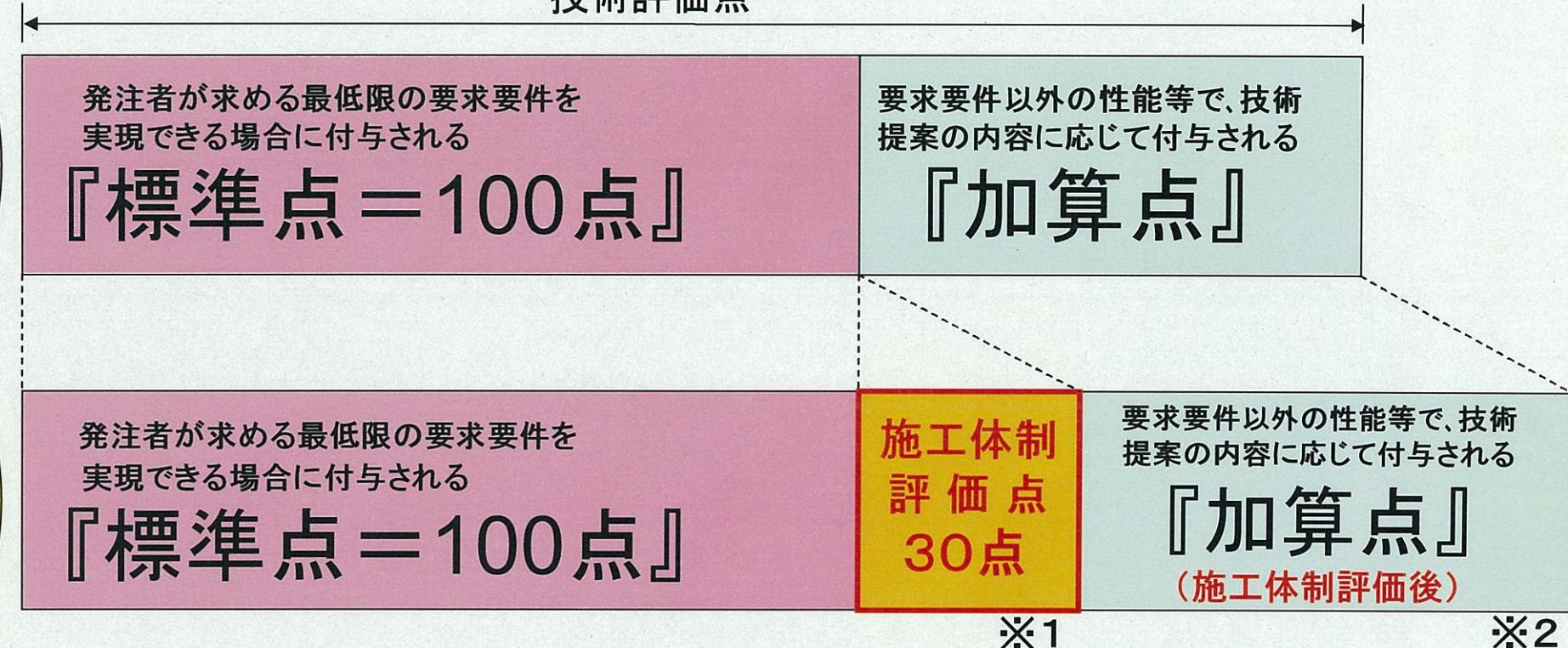
入札価格が最も低いのは、A社。しかし、評価値が最も高いのは、B社。
したがって、最も評価値の高い B社 が落札者となる。

施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

従来方式

本方式

技術評価点



※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。

評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。

評価項目毎に3段階で評価(15点／5点／0点)。

※2. 施工体制評価後の加算点は、施工体制評価点の満点に対する割合を加算点に乘じた点数…施工体制評価点／30点 * 加算点(施工体制評価前)

施工体制確認型総合評価方式・施工体制評価項目について

施工体制(施工体制評価点)

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	